

# (株)東京環境測定センターニュース

(No. 241)

近年の労働安全衛生分野における化学物質管理は、「個別物質規制」から「自律的管理」への転換が推進されています。そして2022年以降度重なる関係法令の改正を経て、順次対象物質の増加と規制の整備・強化が図られ実効性を高める方向に進んできていることはご承知の通りです。

改めて2026年4月段階の施行内容を整理してみます。

## 1. 表示・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅拡大

従来は物質ごとに専門部会での検討を踏まえ特別則（有機則、特化則等）に追加して一律規制する方式であり、指定外物質については個別規制がない状態であったが、国の方針転換により、GHS分類で**危険性・有害性が確認された物質を原則すべて対象物質として事業者が必要な自律的管理を行う**という考え方に変わりました。

今後、国はGHS分類による危険性・有害性情報の収集・確認を行い、その結果の規制対象物質を示すことに注力し、それら物質への対応は各事業者が自律的管理を行うこととなります。そして、現在までに着実に対象物質数が増加してきています。

対象物質は表示・SDS・リスクアセスメントにおいて共通です。

### ① ラベル表示関係

- 対象物質を提供する際の容器等へのラベル表示義務。

表示すべき内容は法令に基づく以下の7項目だが、GHS(JIS Z 7253)に準拠すれば法令も満たす。

①製品や化学品の名称	その製品や化学品が特定できる名称
②ピクトグラム	GHS指定9種類のピクトグラムを組合せ表示
③注意喚起	「危険」または「警告」 ※危険>警告
④人体有害性情報	人体に及ぼす作用の内容
⑤危険有害性情報	安定性・反応性等
⑥注意事項	想定用途、取扱い上の注意事項、安全対策等
⑦供給者情報	供給者の名称、連絡先等

原則省略不可（容器が小さくともラベルを直接貼るかタグを結び付ける等で表示することが必要）

- ラベル表示義務の対象物質が約2,900物質に拡大

※表示義務の裾切り値はSDS交付義務の裾切り値と異なる場合があるため注意が必要。

- 対象物を別容器等小分けして保管・取扱う場合にも表示義務

ラベル表示、使用場所への掲示、常時確認可能な機器上に表示等の方法が可能

※労働者に明示しているかが問われる。表示内容についてはラベル表示項目のうち、①の「名称」と

④の「人体に及ぼす作用」は必須。

## ② SDS 交付関係

- 対象物質を提供する際の SDS の交付義務
- SDS 交付義務を約 2,900 物質に拡大（2026 年 4 月以降 700 物質程度追加された）
- SDS 交付義務違反に対し罰則が設定（6 か月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金）  
※罰則の施行日は公布後 5 年以内で別途定めるため、現時点では発動していないが対応は進めるべき。
- SDS 記載事項は 5 年以内毎に内容を確認、変更時は再通知義務
- 成分名が営業秘密の場合、一定の有害性が低い物質に限り代替化学名等での通知を認める制度の整備（代替対象は成分名のみで人体に及ぼす作用や応急措置等は代替不可）  
※営業秘密となる成分名を秘匿する目的であり、SDS の簡略化を認めるものではない。

化学物質の提供側は特に SDS 管理と更新・再通知についての社内フロー整備が必要と思われる。

## ③ リスクアセスメント関係

- 対象物質を製造または取扱う際のリスクアセスメント実施義務
- リスクアセスメント対象物質は約 2,900 物質に拡大  
※リスクアセスメントに関する技術的指針は示されているが、最終的にどのような方法でリスクアセスメントを行いどのように対策・管理していくかについては事業者側に委ねられている。
- 労働者の対象物質へのばく露を最小化することが義務
- 濃度基準値設定物質についてはばく露濃度を基準値以下とすることが義務  
178 物質（2026 年 4 月時点）に設定、10 月に 78 物質追加予定  
※個別のばく露低減措置については特に指定されていない。
- 化学物質管理者の選任義務
- 皮膚等障害化学物質取扱い時の保護具使用義務
- リスクアセスメント記録の保存義務（3 年／30 年）
- 結果の労働者への周知義務
- ばく露防止に保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者の選任義務

---

## 2. 保護対象範囲の拡大・請負人への周知義務の強化

従来、事業者は化学物質を製造または取扱う業務において自社労働者のみに対して健康障害の防止措置が課されてきました。しかし法改正により現在、健康障害防止措置の対象範囲は「作業場で何らかの作業に従事する全ての者」に拡大されています。

- 化学物質を取扱う危険作業箇所における立入禁止措置、喫煙飲食・火気使用禁止措置、退避措置等の健康障害防止措置義務の対象範囲拡大  
⇒所属・契約関係問わず自社労働者以外（他社労働者、資材搬出入業者、一人親方等個人事業者、警備員等常駐の他業種労働者）も範囲に含める必要がある。

リスクアセスメント対象物質を取扱う業務を下請け業者に請け負わせる場合に、元請事業者は化学物質による健康障害防止のため必要な情報を下請け業者に提供、周知する義務があります。

- 提供・周知すべき情報：化学物質に関する SDS やリスクアセスメント情報、保護具着用等  
ばく露低減措置の内容、緊急時の措置
- 周知対象者：自社構内において作業を行う下請事業者（関係請負人）とその労働者  
日常保守・点検修理・工事・清掃等の作業を請け負う事業者（個人事業者含む）  
※常駐・スポットの区別はない。

### 3. 個人ばく露測定の法的位置付け強化

リスクアセスメント等化学物質の自律的管理の場において、個人ばく露測定はリスクの見積に重要な働きをしています。しかし、これまで個人ばく露測定には法的な資格要件が存在しませんでした。そのため個人ばく露測定が適切に行われているか、その結果の信頼性確保が問題となっていました。関係法令の改正により 2026 年 10 月から個人ばく露測定の法的位置付けが明確化されます。

- 個人ばく露測定等を作業環境測定の一類型に位置付け

作業環境測定の種類（赤枠囲いの測定は個人ばく露測定の有資格者が実施）

区分		測定の目的	測定手法
従来の作業環境測定	A 測定・B 測定	場の測定と評価	5 点以上の定点測定
	C 測定・D 測定	場の測定と評価	5 点以上の呼吸域測定
溶接ヒューム測定		有効な呼吸用保護具選定	2 人以上の呼吸域測定 (個人ばく露測定)
第 3 管理区分測定	連続で第 3 管理区分となり改善困難と判断された単位作業場所における測定	有効な呼吸用保護具選定	規制物質の種別毎に指定された方法 (個人ばく露測定含) ※個人ばく露測定が選択不可の場合有
リスクアセスメントに関する測定	確認測定	労働者のばく露が濃度基準値以下であるかの確認	呼吸域測定 (個人ばく露測定)
	リスク見積のための実測	ばく露程度の把握とリスク見積	呼吸域測定 (個人ばく露測定)  定点測定、その他測定 ※適切な方法を選定

これまで法的位置付けが曖昧だった個人ばく露測定を作業環境測定の一部と位置付けたことにより、個人ばく露測定は作業環境測定士のうち「個人ばく露測定講習」を修了した測定士が実施することが要求されます。

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。